

## PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム附則

### 附則 著作権の取り扱いに関して（定款第 6 条 6 項）

PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム（以下、本団体）の会員は、著作権に関して以下の事項に同意する。

（1）本団体の活動に参画する会員は、本団体の活動において創作した著作物を本団体の著作物とすること。

（2）著作権を有したまま本団体に著作物を提供する会員は、本団体の活動に限定した範囲で、他の会員に対し、複製権（著作権法第 21 条）、翻訳・翻案権等（著作権法第 27 条）を許諾する。

（3）本団体の活動に参画する会員は、他の会員が該当の会員の著作権を有したまま本団体に提供された著作物を、本団体の活動以外の目的で利用しない。ただし、既に公開情報である場合にはこの限りではない。

（4）入会期間中に本団体の活動として創作した著作物の許諾した著作権に関する権利の範囲について、退会または除名された会員は、退会後についても継続して許諾する。

（5）入会期間中に本団体の活動により取得した著作物について、退会または除名された会員は、許諾された著作権に関する権利を失う。

PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム理事会

平成 25 年 4 月 22 日 制定

平成 28 年 5 月 13 日 改定

## PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム附則

### 附則 会費（定款第7条）

PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム定款第7条に定める会費の年額は、以下の通りとする。ただし、理事と運営委員を兼任している場合は理事の会費のみを支払うものとする。

理事 金 20 万円

運営委員 金 10 万円

PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム理事会

平成 25 年 4 月 22 日 制定

平成 28 年 5 月 13 日 改定